

鳥羽のオリンピック選手を応援する会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鳥羽のオリンピック選手を応援する会（以下「応援する会」という。）と称する。

(目的)

第2条 応援する会は、鳥羽市出身の東京2020オリンピック（以下「大会」という。）出場選手が、大会で活躍することができるよう応援し、鳥羽市民に勇気と希望を与え、鳥羽市のスポーツ推進に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 応援する会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)大会において、出場選手が金メダルを獲得するための激励会及びパブリックビューイング等の応援に関すること。
- (2)出場選手を応援するための物品等に関すること。
- (3)報告会及び祝勝会等の開催に関すること。
- (4)その他出場選手を応援するために必要なこと。

第2章 組織

(構成)

第4条 応援する会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、第2条の目的に賛同する者から選任する。

(役員)

第5条 応援する会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名以内
- (3)監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、鳥羽市体育協会長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、応援する会の会議において選任する。
- 4 委員と監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第7条 会長は、応援する会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 委員は、会務を遂行する。
- 4 監事は、応援する会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、応援する会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(顧問)

第9条 応援する会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の会議において選任する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

第3章 会議

第10条 応援する会の会議に、総会を置く。

- 2 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 3 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

- 5 総会は、本会の事業計画、予算及び決算その他重要事項を審議し、議決する。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 7 総会の議事は出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 8 会長は必要に応じて顧問に総会に出席を求めることができる。

第4章 会長の専決事項

（会長の専決処分）

第11条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

第5章 事務局

（事務局）

第12条 応援する会の事務を処理するため、三重県鳥羽市教育委員会事務局生涯学習課に事務局を置く。

第6章 会計

（経費）

第13条 応援する会の経費は、市補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第14条 応援する会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第15条 応援する会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 応援する会の会計年度は、令和3年6月13日に始まり、東京2020オリンピック出場選手に係る関係事業が終了した時とする。

2 会計に係る報告は、監事を経て総会に書面をもって報告する。

第7章 解散

(解散)

第17条 応援する会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 応援する会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て市フェンシング協会に帰属し、市フェンシング競技の選手育成及び競技の普及に寄与する。

第8章 補則

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、応援する会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年6月13日から施行する。